

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書

厚生労働省は一昨年の全国消費者物価2.7%、賃金2.3%上昇を受けて、昨年4月より年金を0.9%増額改定した。これは本来なら物価上昇にリンクして2.7%増額すべきところを、2004年の「年金法」の改定を受け、より低い賃金上昇率2.3%から年金の「特例水準」解消のためとする0.5%を減じた上に「マクロ経済スライド」の初の適用で、さらに、0.9%を減額し、0.9%の増額改定にとどめたもので、実質的な年金削減となっている。

その上、厚生労働省は「マクロ経済スライド」を使ってこの先30年間も年金を下げ続けるとしており、さらにこの仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにするなどの法改正も検討されている。

年金の実質的な低下は、最低保障年金のしくみがないなかで消費税増税、物価上昇、住民税、医療、介護保険料の負担増のもとで、高齢者、年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法に保障された生存権を脅かしている。

年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、「将来の年金生活者」になる低賃金の非正規雇用で働く若者、女性にとっても大変深刻な問題である。若者が高齢期を迎えたときに最低保障年金など安心して暮らせる年金制度に改善しておくことが求められている。

年金はそのほとんどが消費にまわる。年金の引下げは、消費や税収等地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっている。年金が増えれば地域の消費も増え、地方の税収が増加し、高齢者の医療、介護の負担も低減できる好循環になる。

本議会は、全国で、高齢者が安心、安全、健康で高齢期を送り、地方創生、地域の街づくりで活躍することを願い、本意見書を採択し、地方自治法第99条に基づいて貴議会に送付するとともに、特に高齢者の切実な要求である下記事項について、善処されることを要望するものである。

記

- 一、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 二、年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 三、年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月28日

大阪府和泉市議会

衆議院議長、参議院議長 殿